# 後期高齢者医療保険料のお知らせ

後期高齢者医療保険では、皆さまの医療費の動向などを踏まえ、 2年ごとに保険料の見直しをすることになっています。 令和3年度の保険料率は右記のとおりです。(令和2年度から変 更なし)

+

# 令和2・3年度保険料率

内訳	保険料率
均等割額	55,100円
所得割率	10.38%
限度額	64 万円

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割になります。

均等割額 (1人当たりの額) 55.100円

得 割 (本人の所得に応じた額) 昨年の所得-基礎控除額 43 万円 (注)×所得割率 10.38%

1年間の保険料 (限度額 64 万円)

(注)税制改正により、基礎控除額は、令和2年度の33万円から、43万円に引き上げられました。 なお、前年の合計所得金額が2,400万円を超える場合は基準控除額が異なります。

# 保険料の軽減

保険料は、所得に応じて軽減される場合や被扶養者であった方への特例措置として軽減される場合があります。

# (1)所得に応じた均等割の軽減

同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額などの合計額をもとに、均等割額が軽減されます。 令和3年度は、原則、軽減割合および軽減後の均等割額に変更はありませんが、判定の基準額が変更され ています。

# 変更後

軽減割合	軽減後の 均等割額	同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象 所得金額(※1)の合計額が基準以下の世帯	
7割	16,500円	43 万円 【+ 10 万円×(給与所得者等の数-1)】(※2)以下	
7.75割	12,300円	廃止	
5割	27,500円	43万円+28万5,000円×(被保険者数) 【+10万円×(給与所得者等の数-1)】(※2)以 <sup>-</sup>	
2割	44,000円	43 万円+ 52 万円×(被保険者数) 【+ 10 万円×(給与所得者等の数-1)】(※2)以下	

# 変更前

総所得金額などの合計額が 基準以下の世帯
33 万円以下で被保険者全員が年金 収入 80 万円以下(他の所得がない)
33万円以下(上記以外)
33 万円+(28 万 5,000 円×被保険 者数)以下
33万円+(52万円×被保険者の数) 以下

- ※1 軽減対象所得金額は、総所得金額などから公的年金に係る所得金額について、15万円を上限に控除した額です。
- ※2 同一世帯内の被保険者および世帯主で、給与所得者等を有する方が2人以上いる場合は、【+ 10万円×(給与所得者等の数-1)】 が適用されます。また、給与所得者等とは、給与所得または公的年金所得、もしくはその両方の所得がある方のことです。

# (2)被扶養者だった方の軽減

被保険者の資格を得た日の前日に被用者保険(協会けんぽ、健保組合、船員保険、共済組合など)の被扶 養者であった方は、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減されます。 (所得割額は課されません。)

※前述の所得の低い方の軽減措置に該当する方は、軽減割合の大きい方が優先となります。

# 自己負担限度額までとなる制度がありま 医療費が高額になったとき 3、将来にわたり、高齢者の安定した医現役世代と高齢者世代の負担を明確に 新しい保険証については、7月中旬に本年8月1日から保険証が変わります それぞれの所得区分による自己負担公院・外来の際の保険適用分の医療費 所得区分による申請基準があります 下記の表1をご参照ください ビスを提供することを目的として 加入を希望する方 その支払いが、 定の障 高額療養費に該当する場合の申請基準

保険証の更新は8月です

害があり、

65歳以上75歳未満の方で、75歳以上の方

所得区分	基準	限度額証などの 発行・申請の要
現役並み所得者Ⅲ	課税所得 690 万円以上	×
現役並み所得者Ⅱ	課税所得 380 万円以上	
現役並み所得者I	課税所得 145 万円以上	
一般	現役並み所得者、低所得者 I 、低所得者 I 以外の方	×
低所得者Ⅱ	世帯全員が住民税非課税	
低所得者I	世帯全員が住民税非課税で世帯の 所得が一定の基準以下の方と、老 齢福祉年金受給者	0

# 普通微収の納期

要です。既に申請済みで、

保険料の納付

納付方法は大きく分けて次の2種類あ

事前申請に必要なもの

記の①または②の事前申請が必限度額認定証をお持ちでない方

象の方には、各認定証を保険証に同封

期別	納期限	
第1期	令和 3年	8/2(月)
第2期		8/31(火)
第3期		11/1(月)
第4期		11/30(火)
第5期	令和 4年	1/31(月)
第6期		2/28(月)

〒895-8650 薩摩川内市神田町3番22号

薩摩川内 太郎 様

# ■特別徴収(年金からの天引き)

後期高齢者医療制度とは

います。

対象となる方

7月中旬に新しい保険証と後期高齢者医療保険料額の決定通知書を送付します。

限度額適用認定証(現役並み所得者)

齢者医療制度

刈象者

を**特別徴収**とい 後期高齢者医療制度加入の方は、 年金から自動的に天引きする納付 います

いては、 が始まるまでの一定期間は、 より納めていただく期間が発生します 年金天引きの開始時期などにつ 文書でお知らせします

ていないか、

必ず確認してください

納付書が入っ

なお、

# ■普通徴収(納付書や口座振替)

**期高齢者医療の対象になった方などが※年齢到達や転入などにより、新たに後**支払う納付方法を**普通徴収**といいます。 金融機関への手続きによって**口座振替**で 市役所から自宅に郵送された納付書や

決定通知書は、 このような黄色の封筒で

届きます。

限度額を超えた場合に、

要はありません。ただし、※この方法で支払う場合は、 として**年金天引き**で納めます 手続きの必

納付書に 原則

決定通知書が届いたら、納付書が入、納付方法が変わる場合があります。所得の変更や世帯構成の変更などに 保険料の 納付方法につ の変更などによ

# まず確認 書が届 41 たら

いませんか。から引き落とされるだろう」と思われてから引き落とされるだろう」とか「口座 いて、 「今まで

7 Satsumasendai city Public Relations, 2021.07.10 2021.07.10 広報 薩摩川内 6